

# 三和小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日	策定
平成26年9月17日	改定
平成30年1月15日	改定
平成31年4月1日	改定
令和3年4月1日	改定
令和3年9月29日	改定

## はじめに

ここに定める「三和小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、平成29年8月22日の改定を受けて、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

\*けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

### (2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・いじめは、人間として絶対に許されない。
- ・いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えない。

### (3) 学校としての構え

- ・全職員が「いじめは人間として絶対に許されない」という認識に立ち、全教育活動を通していじめ防止活動を推進するとともに、児童一人一人に徹底する。
- ・「全職員が全校児童の担任」を合言葉に、誰もが「この学校でよかったな、この仲間と一緒によかったな」と思える学校づくりを推進する。
- ・小規模校のよさを発揮した学校経営を推進し、全職員の共通理解（行動）、児童一人一人を大切にされた教育活動、保護者・地域との連携を大切にされた学校運営に徹する。
- ・「学校いじめ防止プログラム」を定め、いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。
- ・発達障がいを含む、障がいのある児童、外国につながる児童、性同一性障がいや性的指

向・性自認に係る児童，被災児童等の特性を踏まえ，支援にあたる。

## **2** いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

### **(1) 一人一人に確かな学力の定着を図る授業実践**

- ・少人数を生かした授業の工夫改善に努め，児童が主体的に学ぶ授業，教師による丁寧な見届けを大切にした授業を実践する。
- ・「聴く」「話す」「書く」姿勢を基本として，学ぶ姿勢を磨き規律ある授業を推進する。
- ・一人一人の学習を高めるために，「ほたるっこの学習の手引き」をもとに学校と家庭が連携し，家庭における学習習慣づくりを進める。

### **(2) ふるさと教育の充実**

- ・長年にわたり「いつまでもホタルの飛び交うまちづくり」をめざし，地域ぐるみで取り組んでいるホタル保護活動を通し，ふるさとを愛し誇りに思う心を育む。
- ・地域の人々とのふれあいや交流等の体験活動を通して，ふるさとのよさやすばらしさを学ぶ。

### **(3) 全校で取り組む教育活動の位置づけ**

- ・学年の枠を越えた全校児童による教育活動（例：全校による合唱，一輪車など）を位置づけ，お互いのよさを認め合うことや相手のところをおしはかること，協力することのすばらしさを学び，人間尊重の精神や道徳的实践力を養う。
- ・いじめ撲滅宣言（市生徒会サミット），あったかい言葉かけ運動（地域で子どもを見守り育てる県民運動）に積極的に参加し，いじめ撲滅に対する強い気持ちや思いやりの心を育む。
- ・毎月，「命を考える日」を実施し，命の大切や生きることの意味について考えさせ自他の生命を尊重する心を育む。
- ・生活委員会でキャンペーンを行い，お互いの頑張る姿や思いやりのある言動を認め合い自己有用感や自己肯定感を持たせる。

### **(4) 県の施策の積極的な活用**

- ・「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」，「暴力行為等防止支援員」の指導・助言を積極的に仰ぎ，未然防止に努める。

## **3** いじめの早期発見・早期対応

### **(1) 児童の交流（週に一度）の実施**

- ・毎週の打合せの時間に，児童のよさや気になる姿等について継続的に交流を行い，共通理解を深める。
- ・日記や自主学习ノート等からの情報収集や日常の児童の観察をする。

### **(2) チェックリスト活用**

- ・いじめの早期発見を徹底するために『学校いじめ防止プログラム』のチェックリストを作成し，共有して全職員で実施する。

### **(3) 教育相談の充実**

- ・年間5回（5月，7月，10月，12月，2月の月曜日）の教育相談アンケート「心の

お手紙」を実施し、全児童を対象に個人懇談を行う。また、その結果を全職員で交流する。

- ・双葉中学校区のスクールカウンセラー、主幹教諭（生徒指導）との連携を図り、研修や情報交流を行い、職員の専門性を高める。
- ・専門機関や医師との連携を図り、専門的な立場からの児童理解や指導・支援を進める。

#### **（４）校内研修の充実**

- ・いじめに関する研修が充実するよう、年間研修計画を作成し、計画的に実施する。
- ・夏休みの生徒指導研修会、スクールカウンセラーによる研修会等の充実に努め、学んだことを積極的に活用するようにする。

#### **（５）保護者との連携**

- ・保護者との日常的なコミュニケーションを大切にし、ともに子育てを考える関係を築く。
- ・気になることは、躊躇せず早期に連絡をとり、必要に応じて懇談会を開催する。

#### **（６）関係機関との連携**

- ・児童や保護者を対象とした情報教育に関する学習の機会を位置づけ、ケータイ・スマートフォン及びインターネットの安全・安心に関する学習を行う。
- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、未然防止に努めるとともに問題の解決を図るようにする。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大以前の「あじさいサミット」を受けて、情報モラルについての約束の確認や約束作りを話し合う機会を設ける。

#### **（７）いじめ解消の定義**

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされていることとする。

○いじめに関わる行為が止んでいること

いじめに関わる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月）継続していること。

○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、当該いじめ被害者児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察していく。

## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため，また，重大事態の調査を行う組織として，以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，教育相談主任，養護教諭，担任 等  
 学校職員外：保護者代表，学校評議員，スクールカウンセラー，医師，民生児童委員  
 スクールソーシャルワーカー，弁護士，警察官経験者 等

## 5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより，Webページ等による「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）等の発信</li> <li>・通学班集体会</li> <li>・校内研修会（「方針」，前年度のいじめの実態と今年度の対応等）</li> <li>・毎週1回の職員打合せによる，児童の実態交流会の実施（年間）</li> <li>・全校朝会等で「方針」説明</li> <li>・生活委員会による「あいさつ運動」の実施</li> <li>・PTA総会で「方針」説明</li> <li>・家庭訪問の実施</li> </ul>	「方針」の確認 命を守る訓練 いのちを考 える日・ほたるっ このよいこと 見つけ（年間）
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回心のアンケート（記名式），教育相談週間の実施</li> <li>・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・学校評議員会等で「方針」説明</li> </ul>	引き渡し訓練
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイパーQ U検査の実施</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級懇談会</li> <li>・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」の実施</li> <li>・第2回心のアンケート（記名式），教育相談週間の実施</li> <li>・ハイパーQ U検査結果の分析と活用</li> <li>・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・個人懇談会（夏季休業中）</li> <li>・通学班集体会</li> </ul>	第1回県いじ め調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育研修会</li> <li>・市教育講演会</li> <li>・市生徒会サミット</li> </ul>	夏季休業中の 指導

9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Webページ等による取組経過等の報告</li> <li>・校内研修会（前期の児童の様子及び「心のお手紙」等についての交流）</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活委員会による「あいさつ運動」の実施</li> <li>・第3回心のアンケート（記名式）、教育相談週間の実施</li> <li>・ハイパーQ U検査の実施</li> <li>・第3回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・地域サポート隊の方への感謝の会</li> </ul>	命を守る訓練
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活委員会による「あったかい言葉かけ運動」の実施</li> <li>・「ひびきあい活動」に向けた取組</li> <li>・ハイパーQ U検査結果の分析と活用</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級懇談会</li> <li>・第4回心のアンケート（記名式）、教育相談週間の実施</li> <li>・第4回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・通学班集体会</li> <li>・人権集会「ひびきあいの日」</li> </ul>	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双葉中校区小学校交流会</li> <li>・第2回「教職員の取組評価（学校評価）」の実施</li> </ul>	命を守る訓練
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回心のアンケート（記名式）、教育相談週間の実施</li> <li>・第5回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・地域の方への感謝の会</li> <li>・第3回「教職員の取組評価（学校評価）の実施」（1年間の評価）</li> <li>・学級懇談会</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより等による次年度の取組等の説明</li> <li>・通学班集体会</li> <li>・双葉中校区ジョイント会議</li> </ul>	第3回県いじめ調査（国の調査を兼ねる）

## 6 いじめ問題発生時の対応

### （1）いじめ問題発生時、発見時の初期対応

- ・児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われる時は、速やかにいじめ未然防止・対策委員会に情報を提供する。
- ・いじめ未然防止・対策委員会（校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、担任等）で指導の方向性や手順を共通理解し、組織で対応していく。
- ・関係保護者といじめの解決に向けての協力と連携を図り、寄り添う気持ちを忘れず対応に当たる。

### （2）「重大事態」と判断された時の対応

- ・重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法：28条 第1号）、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（約30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法：28条 第2号）、児童や保護者から、いじめにより重

大な被害が生じたという申し立てがあったときについては、以下の対応を行う。

#### **[主な対応]**

- ・教育委員会（スーパーバイザー）へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、当該事案に対する組織（いじめ防止対策委員会）を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

#### **(3) 「重大事態」への対応の留意点**

- ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## **7 学校評価における留意事項**

- ・いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
  - ① いじめの早期発見の取組に関する事
  - ② いじめの再発を防止するための取組に関する事
- ・学校は、ホームページへの掲載そのほかの方法によって、保護者や地域住民がいじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。
- ・学校は、いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童・保護者・関係機関等に説明をする。

## **8 個人情報の取扱い**

### **○ 個人調査（アンケート等）について**

- ・いじめの問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、卒業後5年間保存する。（方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく）